

(平成21年9月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和38年11月
②昭和45年4月から46年3月まで
③昭和54年4月から59年2月まで

私は、若いころ将来受け取る年金に関心は無かったが、父親が熱心に年金の話をしていたことを覚えており、その父親が私の国民年金の加入手続や保険料を納付してくれ、結婚後は義理の母親が払ってくれたと思うので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の所持する国民年金手帳（昭和45年3月17日発行）を見ると、申立人は、昭和38年11月1日に資格喪失していることから、62年6月に資格記録が訂正されるまでの間、申立期間は未加入期間とされていたと推測される。

また、申立人が所持する領収書及び特殊台帳（マイクロフィルム）から、申立期間①直前の昭和37年8月から38年10月までの国民年金保険料を45年3月17日に過年度納付しているが、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、申立期間①に係る保険料のみ別に納付したとも考え難い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付にも直接関与していなかったと述べており、保険料を納付したとする申立人の父親は既に他界しており、状況は不明である。

2 申立期間②について、当該期間は12か月と比較的短期であり、その

前後 103 か月の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人及びその姉は、当時、申立人の父親が国民年金保険料を納付してくれていたと述べているとおり、申立人の国民年金手帳記号番号はその姉と連番で昭和 42 年 10 月に払い出されていることから、このころ申立人の父親が、申立人及びその姉の国民年金の加入手続を同時に行ったと推測される上、その後の過年度保険料の納付も姉弟で同日に行われていることが確認できるため、申立人の主張には信ぴょう性がある。

さらに、申立人の姉については、昭和 39 年 4 月以降、申立期間②を含めて国民年金保険料の未納が無いことから、申立人の父親が申立人の姉と同様、申立人にも未納期間が生じないよう、申立期間②の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

- 3 申立期間③について、申立人及びその妻は、申立人の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人は、当初、その義母が保険料を納付していたと主張していたが、申立人の義母は、当該期間の途中である昭和 55 年 6 月に他界している上、申立人の妻についても、この期間の国民年金保険料は未納となっている。

また、申立期間③当時の住所について、申立人が記憶する住所地から既に転出していたことを伝えたところ、申立人は、保険料を納付していたのはその父親であったと主張を変遷させるなど、その記憶はあいまいである。

さらに、申立期間③は 59 か月と比較的長期であり、申立人は、申立期間③後にも未納があるほか、昭和 60 年度及び 61 年度の保険料を過年度納付しているなど、国民年金保険料の納付に遅れがみられ、ほかに当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和17年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和45年7月から57年3月まで
未加入期間となっている申立期間のうち、昭和45年7月から53年3月までの期間及び54年4月から57年3月までの期間は領収書等があったため、納付の事実は認められたが還付となった。しかし、国民年金をやめた記憶は無いので、申立期間の国民年金被保険者資格を認めて、納付済期間としてほしい。

また、領収書が無い昭和53年4月から54年3月までについても、保険料を納付していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録上、申立人は昭和45年7月から61年3月まで国民年金に未加入となっていたが、このうち、45年7月から53年3月までの期間及び54年4月から57年3月までの期間については、平成21年6月に納付の事実が判明したため、還付処理が行われた。

一方、申立人が昭和45年7月1日に資格喪失とされた理由については、同日に申立人の夫が厚生年金保険の資格を取得し、申立人が任意加入対象者となったことが考えられるが、申立人の所持する国民年金手帳には、同日に資格喪失した記載は無く、申立人自身にも資格喪失手続を行った記憶は無い。

また、昭和45年度の保険料は現年度に納付されていることが確認できることから、申立人は、旧国民年金法附則第6条の2の規定により任意加入の申出をした者とみなされ、制度上、同日に資格喪失する理由は無いため、上記の還付は誤った事務処理であると認められ、還付対象とさ

れた期間については、納付済期間とする必要がある。

さらに、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間について、保険料納付の領収書は無いものの、申立人は、57 年 4 月ごろにその夫が病気となり、保険料を納付できなくなるまでは納付し続けていたと述べている上、申立人は、国民年金加入期間中に未納は無く、当該期間前後の国民年金保険料の納付にも遅れが見られないことから、当該期間についても保険料を納付していたとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年3月まで
昭和45年1月に結婚後、夫が主導的にいろいろな手続をやってくれ、私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付もしてくれたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、申立人が昭和44年12月に離職したのを契機に市役所で申立人に係る国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと述べているとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は45年1月に払い出されていることから、申立人の離職後すぐに加入手続を行ったと推測され、申立人の夫の記憶は明確であり、国民年金に対する意識は高かったと言える。

また、申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、昭和45年1月30日に国民年金に任意加入し、その後、申立期間の3か月を除き、61年4月に第3号被保険者制度が開始されるまでの192か月にわたり国民年金保険料を納付し続けていることから、申立人の納付意識は高かったと言え、申立人が、任意加入直後の申立期間に係る保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年3月16日、資格喪失日は20年8月15日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月16日から20年8月15日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、勤務していたことは確かであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和18年8月にA事業所B製作所において勤務した後、転勤により同事業所C製作所D工場へ異動したとしており、社会保険業務センターが管理する厚生年金保険被保険者台帳からは、同事業所B製作所において同年8月21日に資格を取得し、19年3月16日に資格を喪失（理由は転勤）していることが確認できるが、社会保険事務所が管理する同事業所C製作所の被保険者名簿は、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は戦後作成された復元名簿であることが確認でき、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録はない。

しかしながら、申立人が主張する申立期間におけるA事業所C製作所D工場での仕事や事実経過の内容には具体性があり、これらの内容は、申立人が同工場で一緒に勤務していたと記憶する同僚が証言する当時の事業所の状況と一致していることから判断すると、申立期間において同事業所同製作所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間に同工場で申立人と一緒に勤務し、かつ、同様の業務に従事

していたとする同僚には申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実を則した記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないと言ふべきである。

以上を踏まえて本件をかながみるに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 19 年 3 月 16 日、資格喪失日は 20 年 8 月 15 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③、④、⑤及び⑥に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 36 年 4 月から 37 年 8 月 1 日まで
(A 事業所)
②昭和 40 年 2 月から同年 7 月 3 日まで
(B 事業所)
③昭和 37 年 8 月 1 日から 38 年 2 月 8 日まで
(A 事業所)
④昭和 38 年 2 月 18 日から 39 年 1 月 1 日まで
(C 事業所)
⑤昭和 38 年 10 月 2 日から 39 年 10 月 21 日まで
(D 事業所)
⑥昭和 40 年 7 月 3 日から 41 年 12 月 1 日まで
(B 事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②については、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A 事業所及び B 事業所でそれぞれ勤務しており、厚生年金保険に加入していたと認めてほしい。

また、申立期間③、④、⑤及び⑥については、脱退手当金を支給済みであるとの回答を得たが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給した記憶も無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③、④、⑤及び⑥における脱退手当金の支給記録について、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、再交付の押印が無く、申立期間③に係る事業所で厚生年金保険に加入した際、発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、当該厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間⑥に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約11か月後の昭和42年11月6日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が5回の被保険者期間のうち最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

加えて、当該脱退手当金の支給額について、健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額に基づいて算出した金額と社会保険庁のオンライン記録から確認できる金額とは、4,495円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

一方、申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録から、A事業所の厚生年金保険の新規適用日は、昭和37年8月1日であることが確認できる。

また、申立期間①以前からA事業所で勤務していたと証言する同僚においても、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票から、A事業所における厚生年金保険の資格取得日は、昭和37年8月1日であることが確認できる。

なお、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票及び被保険者台帳記号番号払出簿から、A事業所における申立人の厚生年金保険の資格取得日は、昭和37年8月1日であることが確認できる。

申立期間②について、社会保険事務所の管理する事業所名簿から、B事業所の厚生年金保険の新規適用日は、昭和40年7月3日であることが確認できる。

また、複数の同僚に聴取したところ、「従業員は皆、社会保険に途中から入った。」「多くの従業員が入ってきたとき、社会保険に入っていないと言って問題となり、入ることになった。」と証言しており、当該同僚においても、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票から、B事業所における厚生年金保険の資格取得日は、昭和40年7月3日であることが確認できる。

なお、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票から、

B事業所における申立人の厚生年金保険の資格取得日は、昭和40年7月3日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和44年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については44年10月は6万円、同年11月から45年9月までの期間は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から45年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

昭和42年12月24日からB事業所に勤務し、その後にA事業所に異動したが、継続して勤務していたことは確かであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、勤続表彰状及び人事記録から判断すると、申立人はA事業所グループ企業に継続して勤務し(昭和44年10月1日にB事業所からA事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から昭和44年10月は6万円、同年11月から45年9月までの期間は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについてA事業所は、転勤間における事務処理に不備があったことを認めていることから、事業主は健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日を昭和45年10月1日として社会保険事務所に届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申

立期間に係る厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成8年10月から9年4月までは59万円、同年5月は44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年6月9日まで

社会保険庁の記録では、A事業所に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が改ざんされていることが分かったので、当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成8年10月から9年4月までは59万円、同年5月は44万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年1月29日）の後の10年7月1日付けで、8年10月から9年5月までの標準報酬月額が9万8,000円にさかのぼって減額されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本では、申立人は申立期間当時、取締役であったことが確認できるが、複数の同僚は、「申立人は工場の責任者であり、本社事務所で行われていた社会保険事務には関与していなかった。」と証言していることから、社会保険事務に関する権限を有していなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、社会保険庁の記録では、平成9年6月9日に被保険者資格を喪失している上、減額訂正処理が行われた10年7月1日においては、別事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人が当該標準報酬月額の訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有

効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額
は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成8年10月から9年
4月までは59万円、同年5月は44万円に訂正することが必要であると認めら
れる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格喪失日は、平成15年4月26日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年4月26日に訂正することが必要である。また、事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち、14年1月から15年3月までの期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成14年1月1日から同年9月30日まで
②平成14年9月30日から15年8月31日まで

社会保険事務所の職員が訪問してきたときに、取締役をしていたA事業所において、平成14年1月以降の標準報酬月額が改ざんされ、被保険者期間も同年9月30日までと短くなっていることを初めて知った。

申立期間①の期間の給与明細書を所持しているので、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正し、被保険者期間についても、平成15年8月31日まで勤務していたので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、当初、申立人のA事業所における標準報酬月額は、平成14年1月から15年3月までは59万円と記録されており、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は15年4月26日と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成15年4月26日)の後の15年9月11日付けで、申立人の標準報酬月額が14年1月から同年9月までが36万円に減額され、資格喪失日を14年9月30日とする訂正処理がさかのぼって行われていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本では、申立人は申立期間当時、A事業所の取締役であったことが確認できるが、申立人は、「自分は営業担当の取締役であった。」と述べており、当該事業所の申立期間当時の代表取締役は、「社会保険事務は自

分が担当していた。A事業所に係る厚生年金保険の滞納保険料の納付について相談するため社会保険事務所に赴いた際、同事務所職員に書類に会社印を押すように促された。申立人に、当該処理についての報告、連絡等はしていなかった。」と証言していることから、申立人は、標準報酬月額及び被保険者資格の喪失に係る遡^{そきゅう}及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の標準報酬月額及び被保険者期間に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の標準報酬月額及び被保険者期間は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成14年1月から15年3月までは59万円）及び資格喪失日（平成15年4月26日）に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成15年4月26日から同年8月31日までの期間については、A事業所は適用事業所ではなくなっており、当時の資料を保存していない上、申立人は当該期間に係る給与を事業主から支給されていたかどうか記憶に無く、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していないため、事業主から給与を支給されていた事実をうかがえる関連資料、証言等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から同年11月までの期間及び41年10月から42年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和40年8月から同年11月まで
②昭和41年10月から42年11月まで

会社の先輩から、厚生年金保険に入っていないなら、国民年金に入らないと後で困ると言われて、国民年金に加入したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は「国民健康保険に入ったのなら、セットで必然的に国民年金にも加入する手続をしているはずだ。」と述べているが、申立人は、昭和40年4月に退職した際、国民健康保険の加入手続を行った記憶はあるが、その時点では申立人は満20歳に到達しておらず、満20歳到達後に改めて国民年金の加入手続を行った記憶は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年8月ごろに払い出されており、申立人は、このころ国民年金に加入したと推測されるが、申立人と同時期に国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者の払出簿を見ると、当時、同地区の住民を職権適用により一斉に国民年金に加入させた可能性が高く、申立人と同時期に加入した被保険者の中には、多くの国民年金保険料未納者がみられる。

さらに、申立人は、申立期間①に係る国民年金保険料の納付についての記憶が無く、特殊台帳（マイクロフィルム）には、「時効消滅」と押印されている上、ほかに国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

2 申立期間②について、申立人は、自身で国民年金保険料を納付した記憶が無く、当時勤務していた会社で国民年金又は厚生年金保険の保険料を納付してくれていたと思うと述べているが、同社の厚生年金保険の新規適用時期は昭和42年12月である上、申立人の記憶する同僚からも当時の状況を確認できないなど、同社が従業員の国民年金保険料を納付していたとする事情がうかがえない。

また、申立人は、昭和40年11月に転居しているが、国民年金手帳記号番号の払出簿を見ると、申立人の国民年金被保険者台帳は、41年12月14日に申立期間②当時居住していた市を管轄する社会保険事務所に移管されている上、その後複数回転居し、申立人に対し、56年3月に別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立期間①及び②当時の国民年金手帳記号番号で管理されていたオンライン記録を見ると、60年4月に不在決定されていることなどから、国民年金に係る住所変更手続が適切に行われていなかった可能性がある。

3 さらに、申立期間①及び②以外にも、厚生年金保険の加入期間に挟まれた未納期間があり、ほかに国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月、同年4月、48年7月から同年10月までの期間、52年4月から同年6月までの期間及び52年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和45年3月及び同年4月
②昭和48年7月から同年10月まで
③昭和52年4月から同年6月まで
④昭和52年12月

私自身は、国民年金の加入手続をしていないが、退職すると市から国民年金のはがきが届くので、税金や保険料は納めるのが当然だと思い、母親や元妻に頼んで保険料を納めてもらっていた記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親はすでに他界しており、元妻からも当時の事情を聞くことはできないため当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年1月に払い出されており、国民年金手帳には、初めて国民年金被保険者となった日は54年10月28日と記載されている上、申立人が納めたとする保険料額の記憶は、この昭和54年度当時の保険料額に近いことから、申立人は54年10月分の保険料から現年度納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は未加入期間とされていることから納付書が発行されることは無く、国民年金保険料は納付できなかったと考えられる上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書控、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 998

第1 委員会の結論

申立人の平成9年2月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月から同年5月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を役場でまとめて納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年2月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、同年3月に現在居住している自治体に転入し、その後、転入先の役場で申立期間に係る国民年金の加入手続を行ったと述べている。

しかし、申立人が所持する年金手帳には、申立期間に係る国民年金の被保険者資格を取得した旨の記載は無く、自治体の年金記録にも、申立期間当時、申立人が国民年金に加入していた形跡はうかがえないことから、申立期間は未加入期間であったと考えられ、社会保険庁の記録とも齟齬はみられない。

また、申立人は、平成9年5月ごろ、申立期間の国民年金保険料を役場で一括して納付したと述べているが、その時点では、申立期間のうち、同年2月及び同年3月分の保険料は過年度納付することになるが、当時、役場では過年度保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から同年9月まで

私は、昭和50年7月から52年3月までの国民年金保険料の領収証書を所持しているのに、申立期間の保険料については、52年1月20日に還付処理していると回答されたが、還付された記憶は無く、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する過年度納付済領収証書及び社会保険庁の特殊台帳(マイクロフィルム)を見ると、申立期間を含む昭和50年7月から52年3月までの間の国民年金保険料は、52年12月14日に過年度納付されているが、申立期間については、この時点で2年の時効期間を経過しているため、制度上納付できない。

また、申立期間の保険料について、社会保険庁の特殊台帳(マイクロフィルム)に「時効経過後納付」と押印されており、昭和52年12月26日に還付通知された記録があることから、時効経過後に納付された申立期間の保険料を還付処理したことがうかがえ、この事務処理は不合理ではない。

一方、申立人が当時居住していた自治体の国民年金被保険者名簿(紙台帳)では、申立期間に係る保険料還付年月日が昭和52年1月20日となっており、不自然な記載が見受けられる。

しかし、同名簿では、申立期間を含む昭和50年7月から52年3月までの期間の国民年金保険料は、52年12月14日に納付された後、申立期間に相当する3か月分の保険料が還付され、残りの50年10月から51年3月までの6か月分の保険料が過年度納付されたことが記載されていることから、本来、保険料還付年月日を53年1月20日と記載すべきところを誤って52年1月20日と記載したものと考えられ、還付処理に過誤があったとは言い難い。

さらに、申立人から聴取しても、国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情はうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 619

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から同年 9 月 4 日まで
社会保険事務所に A 事業所における厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、勤務していたことは事実であり、退職する前の 1 か月だけ厚生年金保険の記録があるのは不自然である。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人が提出した B 手帳から、申立人が A 事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、申立期間当時の複数の同僚に聴取したところ、「当時の専務から、3 か月間は臨時にしてくれと言われた。」「自分が A 事業所に勤め始めたのは、厚生年金保険の加入日よりも前だった。」と証言しており、A 事業所は、入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等の保存は無く、当時の事業主及びその妻（当時、経理を担当）も死亡しており、申立人の勤務状況、厚生年金保険料控除の状況について確認できる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 620

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から 54 年 3 月 31 日まで
A事業所に就職する際にA事業所の社長から、総支給額 25 万円でそのうち 5 万円が保険料だという説明があった。それにもかかわらず、勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA事業所の事業主は、「非常勤に対する手当のような感じで、申立人に毎月 20 万円ぐらい支払っていた。」と証言していることから、申立人が同事業所の業務に携わっていたことを推認することはできる。

しかし、前述の事業主は「申立人に給与という形で金銭を支払っていない。」としており、申立期間当時、経理を担当していた前述の事業主の妻は、「当時の資料は無いものの、申立人はA事業所の従業員では無い。」と証言し、申立人も「自分はA事業所のどの部署にも属さず、営業をする際は、自分が代表取締役となっていた別の会社の名刺を使用していた。」と記憶していることから、申立期間当時、申立人がA事業所で正社員として勤務していた事実は確認できなかった。

また、公共職業安定所が管理する雇用保険の被保険者記録について、申立期間のうち昭和 52 年 4 月 21 日まではB事業所の被保険者となっていたことが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人は昭和 52 年 4 月 21 日から 58 年 4 月 5 日まで国民年金の被保険者となっており、当該期間のうち 52 年 4 月から 56 年 12 月まで保険料納付済期間として記録されている。

なお、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険

者原票で健康保険番号*番（昭和 51 年 1 月 28 日取得）から同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなる前の最終の同番号*番（昭和 54 年 5 月 10 日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月1日から22年8月1日まで

社会保険事務所にA事業所における厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。昭和21年12月1日に正社員の資格を得ていることは当該事業所からもらった感謝状で明らかのため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した社員カードに、申立人の入社年月日が昭和21年12月1日と記録されていることから、申立人は申立期間に同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人が記憶する同僚から聴取したところ、「申立人と同時期に正社員となったが、自分の厚生年金保険の資格取得年月日も申立人と同じ日となっている。」との証言を得た。

また、A事業所から、「厚生年金保険の加入日が、入社日より後の日となっている者が申立人を含め複数人確認できた。厚生年金保険の加入日前は厚生年金保険料を控除しなかったと考える。」との回答を得た。

さらに、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間の加入記録は確認できず、A事業所における資格取得年月日は厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、昭和22年8月1日であり、同日付けで厚生年金手帳が交付されたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月 1 日から平成 13 年 9 月 6 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の記録に関する照会をしたところ、A事業所に勤務していた期間において、実際に支給されていた給与額より標準報酬月額が低額となっていることが分かった。給与明細書があるので適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間 181 月のうち 28 月については、給与明細書を提出しているが、当該給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険庁の記録上の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の標準報酬月額と申立人と同時期に同じ業務に就いていた同僚の標準報酬月額を比較したが、大きな差異は無く、申立人だけが低額であるという事情は認められない上、標準報酬月額が遡^{そきゆう}及して訂正されていることもなく不自然さはない。

さらに、A事業所に照会したところ、「当時の記録及び関連資料は残っていない。」と回答しており、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 623

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月から 36 年 6 月まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。

A事業所が昭和 36 年ごろにB事業所に事業譲渡されるまで同事業所に 2 年ぐらい勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA事業所の同窓会名簿及び複数の同僚の証言から、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、A事業所での厚生年金保険の資格喪失日が昭和 35 年 2 月 26 日であることが確認できる元従業員は、「申立人と一緒にA事業所に勤務したことはないが、同事業所の同窓会で申立人と面識があり、申立人は、自分が辞めた後に入社した。」と証言しており、申立人も当該元従業員が退社した後に入社したとしていることから、申立人は、同年 2 月ごろまではA事業所には勤務していなかったことがうかがわれる。

また、A事業所で最後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の資格取得日は、昭和 35 年 6 月 9 日であることが確認でき、同日の翌日から当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった 36 年 7 月 11 日までの間、新たに被保険者資格を取得している者を確認することはできない。

さらに、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号*番（昭和 29 年 4 月 1 日取得）から最終の同番号*番（昭和 35 年 6 月 9 日取得）まで

の被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

加えて、申立期間当時のA事業所の事業主及び社会保険担当者は既に死亡しており、同事業所から事業譲渡されたB事業所においても申立てに係る事実を確認できる資料等は保存されておらず、申立期間当時における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 624

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 1 日から 8 年 10 月 21 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、申立期間について、従前まで 20 万円だった標準報酬月額が 9 万 8,000 円に引き下げられていた。
申立期間についても、月額 20 万円程度の報酬を得ていたため、標準報酬月額を 20 万円に見直ししてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A事業所は、平成 8 年 12 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日後の 9 年 2 月 12 日付けで、申立期間に係る標準報酬月額の記録が 20 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正されたことが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A事業所の取締役であったことが確認できる。

また、申立人の主張並びに代表取締役である配偶者及び従業員の証言から、社会保険事務の手続きは、申立人が担当しており、会社の印鑑の管理もしていたことから、申立人は社会保険業務の責任者の立場であったことがうかがえる。

さらに、申立人は、社会保険事務所に現金を持参し、滞納保険料を支払い、その際に、何らかの書類に押印したとしていることから、申立人は自らの標準報酬月額の減額処理に同意し届出を行ったと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A事業所の取締役として、自らの標準報酬月額の引下げ処理を行ったにもかかわらず、当該処理が有効でないと主張することは信義則上許され

ず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 625

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額^{（標準報酬月額）}の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 1 日から 8 年 12 月 21 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、申立期間について、従前まで 50 万円だった標準報酬月額が 9 万 8,000 円に引き下げられていた。
申立期間についても、月額 50 万円程度の報酬を得ていたので、標準報酬月額を 50 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A事業所は、平成 8 年 12 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日後の 9 年 2 月 12 日付けで、申立期間に係る標準報酬月額の記録が 50 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正されたことが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人の主張によれば、申立人の配偶者が、社会保険事務手を担当していたとしているが、申立人は申立期間当時、保険料の滞納があったことを記憶しており、取締役であり事務手続担当者であった配偶者と、滞納保険料について相談したことがあったとしている。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、厚生年金保険の資格喪失日と同日である平成 8 年 12 月 21 日に健康保険の任意継続被保険者となっており、その標準報酬月額は 9 万 8,000 円で、当該任意継続の処理日が遡及訂正処理日^{（そきゆう）}と同日の 9 年 2 月 12 日であることが確認できることから、申立人は標準報酬月額の減額処理に同意したものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、会

社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から6年4月1日まで
社会保険事務所の職員が訪問してきた際に、私が代表取締役を務めていたA事業所における私の標準報酬月額が、申立期間において、さかのぼって減額訂正されていることを初めて知った。
A事業所が届出していた当初の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A事業所は、平成6年4月1日に当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日後の同年4月8日付けで、申立人の標準報酬月額が5年1月から6年2月までは53万円、同年3月は41万円が20万円にそれぞれさかのぼって訂正されたことが確認できる。

しかし、申立人は、A事業所の商業登記簿謄本により、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A事業所に係る厚生年金保険の滞納保険料について社会保険事務所の課長及び職員と折衝し、申立人の標準報酬月額を下げること及びA事業所が厚生年金保険から脱退することを受け入れたとしていることから、自らの標準報酬月額の減額処理に同意し届出したと考えるのが自然である。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、会社の業務に責任を負う代表取締役である申立人は、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から 8 年 5 月 31 日まで
私が A 事業所の代表取締役として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているが、年収ベースで 1,000 万円くらいの報酬だったので訂正前の標準報酬月額に戻して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A 事業所は、平成 8 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年 6 月 19 日付けで、申立人の 7 年 11 月から 8 年 4 月までの標準報酬月額が 59 万円から 36 万円にさかのぼって減額訂正されたことが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、A 事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険の事務手続と保険料納付は自分がしていたと思う。また、代表者印は私が金庫に入れて管理しており、私以外の者が代表者印を押印することは無かった。」と主張している。

さらに、申立人は、A 事業所が適用事業所でなくなった平成 8 年 5 月 31 日時点での当該事業所における唯一の被保険者であり、当該事業所の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A 事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額訂正が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 628

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から同年12月1日まで

社会保険事務所の職員が訪問してきたときに、代表取締役をしていたA事業所で申立期間に係る標準報酬月額が20万円から8万円に下げられていたことが分かったので、申立期間について、当初、社会保険事務所に届け出ていた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A事業所は、平成4年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同日後の5年7月21日付けで、4年1月から同年11月までの期間について、20万円から8万円にさかのぼって減額されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A事業所の商業登記簿謄本から、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険事務を行った記憶はないが、従業員が勝手に会社の印鑑を使って減額訂正処理を行ったとは考え難い。社会保険料を滞納していたので、社会保険事務所が勝手に手続をしたのではないか。」と述べているが、元取締役は、「給与などのお金の管理や経営判断は申立人が行っていた。」と述べている上、事務を担当していた元従業員は、「自分の業務は電話番号やダイレクトメールの発送などであり、社会保険事務は担当していない。社長は、会社の業務を何から何までチェックする人であった。」と述べていることから、申立人は、自らの標準報酬月額の減額訂正について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額削減の減額訂正に關与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 1 日から 5 年 3 月 1 日まで

平成 20 年 12 月に、社会保険事務所の職員が自宅を訪問してきた際、代表取締役をしていた A 事業所における上記申立期間に係る標準報酬月額が、さかのぼって減額されていることを初めて知った。

A 事業所が届出していた当初の記録に見直ししてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A 事業所は、平成 5 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日後の同年 3 月 10 日付けで、申立人の標準報酬月額が 3 年 1 月から 4 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 5 年 2 月までは 50 万円が 9 万 8,000 円にそれぞれさかのぼって見直されていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本において、申立人は申立期間当時、A 事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「私の標準報酬月額がさかのぼって減額されていることは、平成 20 年 12 月に、自宅で社会保険事務所の職員から説明を受け、初めて知った。」と主張しているが、一方で、社会保険事務所の課長と滞納保険料について交渉し、「当時は、会社に資金がなく四苦八苦していたので、保険料の滞納がなくなるのであればという気持ちで、詳しいことを尋ねることやその後のことを考える余裕もなく、言われるままに書類に押印したと思う。」と述べていることから、申立人は、自らの標準報酬月額の減額処理に同意し届出を行ったと考えるのが自然である。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、会社の業務に責任を負う代表取締役である申立人は、自らの標準報酬月額の

減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額 of 訂正を認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 630 (事案 100 の再申立てを含む)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 49 年 3 月 1 日から同年 4 月 4 日まで
(A 事業所)
②昭和 49 年 7 月 21 日から同年 10 月 1 日まで
(A 事業所)
③昭和 59 年 9 月 19 日から同年 10 月 1 日まで
(B 事業所)
④昭和 59 年 12 月 13 日から 60 年 3 月 1 日まで
(B 事業所)
⑤昭和 60 年 7 月 31 日から同年 10 月 1 日まで
(C 事業所)

申立期間①及び④について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、この期間はそれぞれの事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったはずである。

また、申立期間②、③及び⑤もそれぞれの事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったはずである。

これらの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、A 事業所が既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、厚生年金保険の適用、保険料控除の状況が確認できず、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から申立人が厚生年金保険被保険者であったとする記録を確認することができないとして、既に平成 20 年 7 月 18 日付けで、当委員会の決定に基づく

年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

同様に、申立期間④に係る申立てについては、B事業所が既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認することができず、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は昭和59年12月13日に厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できるとして、既に平成20年7月18日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間①及び④について、申立人は、「勤めていた当時に加入していた厚生年金保険を請求するのは当然の権利である。また、この期間に勤務していたのは事実であり、自分はそのことを言っていない。」と主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び④の厚生年金保険料を控除されていたものと認めることはできない。

申立期間②について、申立人はA事業所で一緒に勤務したとする同僚の氏名を記憶しているが、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、当該期間において国民年金の保険料納付済期間として記録されている。

また、申立人はDという資格を取得したとしており、申立期間当時、A事業所で被保険者となっていた元従業員は、「Dという資格は、現在のEである。自分も所持している。」としていることから、Eの資格の登録を管轄し、申立人が勤務していたとしているA事業所F支店があったG県及びA事業所の本社があったH県に、申立人がEの資格所持者として過去に登録した事実について照会したものの、申立人がEの資格に登録した事実を確認することができなかった。

さらに、申立期間当時、A事業所で厚生年金保険の被保険者となっていた元従業員のうち、申立人が勤務していたと述べているA事業所F支店で勤務していたとする元従業員に照会したところ、申立人の氏名を記憶していなかった。

申立期間③について、B事業所は昭和59年12月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認できず、B事業所の関連会社であるC事業所に厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を照会したものの、「B事業所の資料は保存されていない。」との回答を得た。

また、申立人は知人の紹介でB事業所に就職したとしているものの、当該知人の氏名の記憶は無いとしており、申立人と同時期にB事業所に就職した従業員の氏名も記憶が無いとしていることから、申立てに係る事実を確認することができなかった。

申立期間⑤について、C事業所に厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を照会したものの、昭和60年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録しか保存されておらず、このことについてC事業所は、「正社員の場合、入社及び退職の記録は長期間保存しているが、パート従業員の場合、その記録の保存期間は短い。申立人はパート従業員ではないか。」と説明している。

また、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人がC事業所で資格を喪失した日と同日の、昭和60年7月31日に健康保険被保険者証を社会保険事務所に返納していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②、③及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②、③及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額及び被保険者期間に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 9 月 30 日まで
②平成 14 年 9 月 30 日から 15 年 12 月 31 日まで

社会保険事務所の職員が訪問してきた際に、代表取締役をしていたA事業所において、平成 13 年 10 月以降の標準報酬月額が改ざんされ、被保険者期間も 14 年 9 月 30 日までと短くなっていることを初めて知った。

給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正し、被保険者期間についても、平成 15 年 12 月 31 日まで勤務していたので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、当初、申立人のA事業所における標準報酬月額は、平成 13 年 10 月から 15 年 3 月までは 36 万円と記録されており、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は 15 年 4 月 26 日と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 15 年 4 月 26 日）の後の 15 年 9 月 11 日付けで、申立人の標準報酬月額が 13 年 10 月から 14 年 9 月までが 9 万 8,000 円に減額され、資格喪失日を 14 年 9 月 30 日とする訂正処理がさかのぼって行われていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本では、申立人は申立期間当時、A事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「標準報酬月額や被保険者資格の喪失に係る訂正届を社会保険事務所に提出した覚えはない。」と述べているが、一方で、「社会保険事務は自分が担当していた。平成 15 年 9 月にA事業所に係る厚生年金保険の滞納保険料の納付について相談するため社会保険事務所に赴いた際、同事務所職員から、保険料の滞納分を処理する方法があると示唆され、書類に会

社印を押すように促されたが、その内容や滞納保険料の処理の具体的方法についての質問はしなかった。」と述べていることから、申立人は、自らの標準報酬月額^{そきゅう}の減額処理及び被保険者資格の喪失処理に同意し届出を行ったと考えるのが自然である。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人はA事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額及び資格の喪失に係る遡^{さき}及訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の標準報酬月額及び被保険者期間に係る記録を訂正する必要は認められない。

一方、申立期間のうち、平成15年4月26日から同年12月31日までの期間については、A事業所は適用事業所ではなくなっており、当時の資料を保存していない上、申立人は、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の関連資料を所持していない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 3 月 1 日まで
昭和 39 年 6 月 19 日に A 事業所に入社してから 43 年 3 月 27 日まで継続して勤務したはずであるが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、申立期間が欠落しているので調査していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が、申立期間について A 事業所 B 営業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、A 事業所本社勤務の同僚は、「当時の会社の経営状態は悪く、取引先への支払いにも苦慮していた。当時の厚生年金保険については分からない。」と証言しており、当該同僚の厚生年金保険被保険者記録においても、申立人が被保険者資格を喪失した日の前日である昭和 39 年 7 月 31 日に被保険者資格を喪失し、申立人と同じく 40 年 3 月 1 日に被保険者資格を再取得していることが、社会保険事務所の記録から確認できる。

また、申立人は、「昭和 39 年 6 月 19 日の B 営業所開所と同時に、営業所長として、後に妻となる同僚とともに勤め始め、43 年まで勤務した。」と述べているが、当該妻の厚生年金保険被保険者記録においても、昭和 39 年 7 月 31 日に被保険者資格を喪失し、40 年 3 月 1 日に A 事業所で被保険者資格を再取得していることが、社会保険事務所の記録から確認できることから、当該妻に聴取したが、「当時のことは、分からない。」との回答であった。

さらに、A 事業所は既に全喪している上、当時の事業主とは連絡が取れず、申立期間における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 633

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 28 日から 32 年 4 月 1 日まで
A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

昭和 31 年 8 月に盲腸の手術で入院し、退院後、静養して同年 9 月中旬には職場に復帰し、継続して勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人が、申立期間をとおしてA事業所に在籍していたことを推認することはできる。

しかし、申立人は、「申立期間当初に盲腸の手術で入院してから2か月間弱は、A事業所へ働きに行っていなかったが、その後会社に復帰した。」と述べていることから、当該病院を調査したが、特定することはできなかった。

また、申立期間当時、A事業所に勤務していた複数の元同僚は、申立人のことを覚えてはいるが、申立期間中の勤務状況等の証言を得ることはできなかった。

さらに、A事業所は既に全喪しており、元事業主とも連絡を取ることができず、申立期間当時の厚生年金保険の加入及び保険料控除の状況について確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 1 日から 5 年 1 月 31 日まで

自分が取締役として経営していたA事業所において、申立期間について、標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが分かった。申立期間当時、社会保険事務は、代表取締役である夫が依頼した会計士に任せていたため、自分は当該会計士の氏名を知らない。当該訂正が行われた当時、夫や当該会計士からは何の説明も無く、自分は当該訂正に関与していないので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A事業所は、平成 5 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日後の同年 2 月 5 日付けで申立人の 3 年 1 月から 4 年 12 月までの期間に係る標準報酬月額を 53 万円から 8 万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立期間当時、取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「夫にA事業所の代表取締役になってもらったが、名目上であり、事実上の経営者は自分だった。社会保険事務は、夫が依頼した会計士に任せていた。」と述べている。

さらに、A事業所における元従業員は、「申立人は、仕入れから売り上げまでを管理し、A事業所を仕切っていた。」、「A事業所は資金繰りが大変そうであったために、自分は退職した。」と証言している。

以上のことから、A事業所の経営については申立人が取り仕切っており、申立人は同社の業務執行に責任を負っていたと認められ、社会保険事務についても権限を有していたと考えるのが自然である。

なお、代表取締役であった夫は、病気のため詳細を確認することができず、社会保険事務を依頼したとする会計士については、申立人が氏名を記憶していないことから、特定することができなかったが、上記標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正の届出について、当該会計士が行った場合であっても、このような申立人個人の年金受給権を制限する行為を事実上の経営者であった申立人に何ら相談も無く、独断で行ったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人はA事業所の取締役として、同社の業務執行に責任を負っていたと認められ、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。